

○栃木市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第34号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、栃木市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（平27条例13・令5条例8・一部改正）

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を所掌するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）に関する法律による施策について、市長の諮問に応じ調査審議する。

（平27条例13・令5条例8・一部改正）

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 公募による者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

（平26条例8・平27条例52・一部改正）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部子育て総務課において処理する。

(平27条例60・平31条例9・令6条例10・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(平26条例8・旧附則・一部改正)

(岩舟町の編入に伴う委員の任期の特例)

- 2 岩舟町の編入の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年9月30日までとする。

(平26条例8・追加)

附 則 (平成26年条例第8号)

この条例は、平成26年4月5日から施行する。

附 則 (平成27年条例第13号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第52号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第60号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年条例第10号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。